

入所できる児童（「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けられる児童）

入所要件

児童の保護者全員が次のいずれかの理由により保育の必要性があると認められる児童、かつ、1ヶ月に64時間以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件になります。



●保育を必要とする理由

(1)就労	保護者等が昼間に労働することを常態としている場合 (月間64時間以上の就労)
(2)母親の出産等	母が妊娠中であるか又は出産後間がない場合 ※入所期間は、概ね出産予定日2ヶ月前から出産後3ヶ月までです。産後3ヶ月が経過するまでに就労等証明の提出がない場合、退所となります。
(3)疾病・障害等	保護者等が疾病、負傷、又は精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
(4)病人の看護等	保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
(5)家庭の災害	震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6)求職活動	保護者等が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童を保育できない場合 ※入所期間は3ヶ月以内(4月入所の場合6月末まで)。入所後3ヶ月以内に就労等証明の提出がない場合、原則、退所となります。
(7)就学	保護者等が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、児童を保育できない場合
(8)虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがあるため、児童を保育できない場合
(9)育児休業取得	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
(10)特例・その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合

●提出必要書類

保育を必要とする理由		必要書類
(1) 就労 (9) 育休	会社員等 	「就労証明書」 ・事業所（事業主）に作成してもらってください（修正がある場合は必ず勤務先の方が修正してください。その際、 <u>修正テープは使用しないでください</u> ）。 ・育休中で、復帰後入所予定の場合は、復職予定年月日が記載された証明が必要です（復帰後、改めて就労証明書の提出必要）。
	自営業・農漁業等	「就労証明書」 ・事業主から証明を受けてください。
	就労内定・就労予定	「就労証明書」または 「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」 ・入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
(2) 母親の出産等		「母子健康手帳」（表紙・分娩予定日掲載ページ）の写し
(3) 疾病・障害等		「保育所等入所理由申立書（疾病・障害、看護・介護）」および疾病の内容や程度、療養の期間がわかる診断書の <u>2点</u>
(4) 病人の看護等		「保育所等入所理由申立書（疾病・障害、看護・介護）」および看護や介護を受ける家族の方がその必要があると分かる書類（診断書・身体障害者手帳等）の <u>2点</u>
(5) 家庭の災害		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」および罹災証明書等の写しの <u>2点</u>
(6) 求職活動		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」
(7) 就学		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」および在学証明書の <u>2点</u>
(8) 虐待・DV		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」および各機関（子ども家庭センター等）での相談証明の <u>2点</u>
(10) 特例・その他		市長が必要と認める書類